

社会福祉法人久野保育園役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人久野保育園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員 報酬
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

2 評議員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(職員を兼務する理事の報酬及び職員給与の取扱い)

第5条 前2条の規定にかかわらず、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席ほか法人運営のための業務にあたった都度銀行振込により支給する。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の弁償)

第7条 役員等が職務の遂行に当たって移動に要する費用を要する場合は、別表第3に定める交通費を支給する。

2 役員等が出張する場合は、別表第4に定める旅費を支給する。

3 前2項以外の費用を要する場合は、実費を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

旧社会福祉法人久野保育園役員及び評議員の報酬等に関する規程（平成 29 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

別表第1（役員の報酬）

役員等の別	業務内容	報酬
理事	理事会への出席ほか法人業務の遂行	日額 5,000 円 (源泉所得控除後)
	出張	日額 10,000 円 (源泉所得控除後)
監事	理事会への出席ほか法人業務の遂行 (評議員選任・解任委員会への出席及び監査業務を除く)	日額 5,000 円 (源泉所得控除後)
	監査業務	一回 5,000 円 (源泉所得控除後)
	出張	日額 10,000 円 (源泉所得控除後)

別表第2（評議員の報酬）

役員等の別	業務内容	報酬
評議員	評議員会への出席ほか法人業務の遂行	日額 5,000 円 (源泉所得控除後)
	出張	日額 10,000 円 (源泉所得控除後)

別表第3（費用のうち交通費）

市内の移動	市外からの移動又は市外への移動
日額 1,000 円	実費

別表第4（費用のうち旅費）

宿泊費	その他
1泊 15,000 円を限度とする	実費